

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十号

平成二十五年

九月二十四日

火曜日

目次

規則

○山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十四号

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

十六 ため池等整備事業

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番